

配偶者暴力防止法の見直しに係る主な論点
(第1回の議論を踏まえ追記)

1 通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大について（※児童福祉法等の一部改正法附則における検討事項）

【論点】

通報の対象となる暴力や保護命令の申立てが可能となる被害者として、精神的暴力や性的暴力、その被害者を対象とするには、どのような基準でその判断を行うべきか。

＜議員立法による制定、改正時の議論＞※株式会社ぎょうせい「詳細DV防止法 2008 年版」等を基に作成

○通報の対象となる暴力の形態について

通報の努力義務の対象をこのような身体に対する暴力に限定し、精神的暴力や性的暴力を含めないことにしたのは、精神的暴力や性的暴力に関することについて、夫婦以外の第三者が公的機関に通報し、その通報に基づいて公的機関が介入するようにすることは、夫婦のプライバシーの保持という面で問題なしとはしないと考えられたことによるもの。

○保護命令の申立てが可能とする被害者について

「配偶者からの身体に対する暴力がなくても、精神的暴力や性的暴力があった場合には、幅広く保護命令を発するようにすることはできないか」ということが議論になったが、これに対しては、「保護命令が刑罰によって担保されていることを考慮すると、その対象となる行為を明確にすることが必要であるが、いわゆる精神的暴力や性的暴力については、その外延が不明確にならざるを得ない」という問題点が指摘された。

制定時においては、保護命令制度が、ある者が将来的に他の者を害するおそれを司法機関が判断し、個人の行動の自由を刑罰をもって予防的に制限する制度であり、その対象となる行為を明確にする必要があること等の配慮から、被害者を「身体に対する暴力」を受けた者に限定していた。

＜その他検討の観点＞

- ・精神的な被害を対象に含めるにあたっては、通報の対象として、個別の行為を問題にするか、継続的な行為による結果に着目するかという観点からの検討が

必要。

- ・ 性的暴力のうち、身体に対する侵襲であり、身体的暴力に含まれると解釈できるものもあるが、そうではない性的暴力についてはどう考えるか。

(参考：女性に対する暴力に関する専門調査会「DV対策の今後の在り方」における指摘内容)

- ・ 精神的暴力については、自由な考えや行動を繰り返しコントロールされ続けた結果、心身に不調を来たような場合、精神的な疾患や不調として医師の診断書等により客観性が担保されれば、暴力による「疾病」として扱えるものと考えられる。
- ・ 性的暴力については、結果として望まない妊娠をもたらすものであり、予期せぬ望まない妊娠によって命が脅かされることは、身体的暴力と同視して同等に扱うべきである。
- ・ 非身体的暴力については法益侵害の程度、被害者に与えるダメージは身体的な暴力と変わるものではなく、長期間持続することにより、回復をより困難にさせるものであることから、身体的な暴力と同様に扱うべきである。
- ・ 通報により、警察が早期に介入した方がより被害者の安全を守れると考えられることから、精神的暴力や性的暴力等の身体的暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動まで含める方向で法改正すべきである。
- ・ 身体的暴力、精神的暴力、性的暴力が複合的に重なる形態が少なくないことについて留意する必要がある。
- ・ 精神科における精神的な暴力被害についての診断技術向上や、自立後の中長期的な精神的ケアについても考えていく必要がある。

2 通報や保護命令の在り方について

【論点①】

保護命令が発令される「生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい」ときの規定ぶりを変更すべきか。

＜議員立法による制定、改正時の議論＞※株式会社ぎょうせい「詳細DV防止法 2008 年版」等を基に作成

- ・ 制定時、当初のたたき台では「生命又は身体に『重大な』危害を受ける『明白な』おそれがあるとき」とされ、これは、それまでの類似の制度も、重大な侵害、明白なおそれ、緊急性の3条件がそろって将来に向かっての禁止命令を出せることとしており、軽い暴行や将来の漠然としたおそれに対し、退去という極めて強い効果も含む、かつ罰則で担保された保護命令を出すことは困難との考え方に立ったものであった。
- ・ しかし、『『重大な』危害の、『明白な』おそれ、というのは、被害者に厳しすぎるのではないか』、『『重大な』が落とせないなら少なくとも『明白な』は不要であり、『重大な危害を受けるおそれ』があれば保護命令の発令に十分ではないか』という意見があり、これに対しては、「退去命令は財産権等との問題があり、漠然としたおそれでは出すことはできない」との意見が出され、最終的に、接近禁止命令・退去命令とも「重大な危害を受けるおそれ大きい」とすることで合意された。ここでいう「重大な危害を受けるおそれ大きい」とは、被害者が殺人、傷害等の被害を受けるおそれ大きいことを意味する。
- ・ また、保護命令の罰則を規定する際において、「明確な要件が必要」「せっかく制度をつくる以上、要件が厳しくなっても制裁は刑罰とすべきである」との議論があった。

(参考: 女性に対する暴力に関する専門調査会「DV対策の今後の在り方」における指摘内容)

- ・ 保護命令が「生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい」ときに発令されるとする規定について、この文言により保護命令の却下につながるおそれもあることから、「重大な」の文言の削除や規定振りの変更などについても検討していくことが考えられる。

【論点②】

- ・保護命令制度において、新たな命令制度や暫定的な命令を創設すべきか。
- ・新たな命令制度や暫定的な命令を創設する場合、どのような内容の命令が考えられるか。
- ・暫定的な命令を創設する場合、その要件や申立てにあたって必要な疎明資料等の手続きについてはどのように考えられるか。また、命令主体や不服申し立て制度をどのように設定すべきか。
- ・保護命令制度において強制力のある加害者プログラムを実施するとしたら、どのような改正が考えられるか（受講しない者に罰則を科す等）。その際、裁判で有罪が確定していない者に対して、加害者プログラムの受講を強制することに問題はないか。（「3加害者更生のための指導及び支援の在り方について」に再掲）
- ・ストーカー規制法の改正を踏まえて、SNSでのつきまとい、GPS等を使用して位置情報を把握することやそれを告げることを禁止行為に追加するべきか。

＜議員立法による制定、改正時の議論＞※株式会社ぎょうせい「詳細DV防止法 2008年版」等を基に作成

- ・制定時より暫定的緊急命令を規定できないかという議論はあったが、「命令違反は刑罰であり、手続保障上、双方審尋は必要である」、「今回の保護命令はむしろすべてが緊急命令との前提で作られており、仮に暫定的命令を規定した場合は別途その手続きが必要になることから、かえって本発令までの日数がかかる懸念がある」との観点から、双方審尋を原則としつつ、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の安全を確保できない場合等の状況にあるときは、当該期日を経ることなく保護命令を発することができ旨の規定を置き、実質的な緊急対応を図ることとなった。
- ・第一次改正時においても、緊急保護命令の創設について議論されたものの、「保護命令は、相手方の権利に重大な影響を与えるものであるので、相手方の手続上の保証をする必要があり、相手方の立ち会うことのできる審尋等の期日を経て発することが原則である」、「現行法においても、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、審尋等を経ないで命令を発することも可能である」、「実務上、保護命令の申立ての当日に裁判官による申立人面接を実施し、その時点で発令要件を容易に認定でき、かつ、被害者の安全を確保するには審尋等の期日を開いているいとまがない等緊急の事情が認められる場合には、その日のうちに命令を発し、速やかにその効力を発生させることも十分に想定されるから、緊急保護命令の制度を別途創設する必要性は乏しい」との意見があり、見送られることとなった。

(参考：女性に対する暴力に関する専門調査会「DV対策の今後の在り方」における指摘内容)

- ・ 現行の保護命令制度では、大きく接近禁止命令と退去命令の2種類しかなく、選択肢が少な過ぎて活用しにくくなっているのではないか。新たな種類の命令創設や、加害者退去を原則とすることについても検討を進めることが求められる。
- ・ 保護命令制度は、被害者の生命又は身体の安全を確保することを目的とするものであり、実体法上の権利義務関係を変動させるものではないことから、保護命令制度の枠組みで前記のような新たな制度を創設できるか否かについては慎重に検討する必要がある。
- ・ 保護命令が発令されるまでの間に、暫定的な効力を有する命令の発令についても検討していくことが求められる。

【論点③】

- ・保護命令違反の罰則を加重すべきか。
- ・接近禁止命令の命令期間を拡大し、延長を可能とする制度に変更すべきか。

<議員立法による制定、改正時の議論> ※株式会社ぎょうせい「詳細DV防止法 2008 年版」等を基に作成

○罰則の加重について

制定時、ストーカー規制法における禁止命令に対する罰則等を勘案し、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金とされた。

○接近禁止命令の命令期間の拡大及び延長について

「接近禁止命令の期間が 6 か月とされているのは保護命令の申立ての理由となった状況が静まるまでの期間として少なくとも 6 か月が必要と考えられたことによるものであり、この期間を拡大する場合には、拡大すべき事情があるかどうかを検討することが必要であるが、これまでの再度申立ての件数等からすれば、6 か月経過後に申立てに応じて裁判所が判断する仕組みを維持することがなお適当である」との議論がなされ、これまでの実績では接近禁止命令の再度申立ての件数は全体の 5 %程度で、ほとんどの場合、接近禁止の期間は 6 か月で終了しており、接近禁止命令の期間については従来通り 6 か月とすることとなった。

また、制定時は、再度申立てをする場合には、公証人の認証を受けた宣誓供述書を申立書に添付することが必須とされ、手間や手数料がかかるため使い勝手が悪いという指摘があり、第一次改正において、配偶者暴力相談支援センターや警察職員に対する相談等の事実に係る所定の事項が申立書に記載されているときには、宣誓供述書の添付が不要とされ、再度の申立てをしやすくすることとされたことから、引き続き、6 か月以上の命令が必要な場合は、再度申立てにおいて対応することとなった。

(参考：女性に対する暴力に関する専門調査会「DV対策の今後の在り方」における指摘内容)

- ・ストーカー規制法では、禁止命令違反の罰則について「2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金」に引き上げられたが、DV防止法の保護命令違反については、「1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金」のままであることから、保護命令違反についても罰則を加重することの検討を進める必要がある。
- ・保護命令の期間についても、ストーカー規制法上の禁止命令と合わせて 1 年とし、再度の申立てではなく、延長を可能とするような制度に変えることが考えられる。

3 加害者更生のための指導及び支援の在り方について

(※児童福祉法等の一部改正法附則における検討事項)

【論点】

- ・現行法に基づき、試行的に加害者プログラムを実施し、地方自治体で活用可能なガイドラインを策定することとしているが、現時点で規定ぶりを見直すべきか、今後、加害者プログラムの検討状況を踏まえ、見直しを行うべきか。
- ・保護命令制度において強制力のある加害者プログラムを実施するとしたら、どのような改正が考えられるか（受講しない者に罰則を科す等）。その際、裁判で有罪が確定していない者に対して、加害者プログラムの受講を強制することに問題はないか。（再掲）

＜議員立法による制定、改正時の議論＞※株式会社ぎょうせい「詳細DV防止法 2008 年版」等を基に作成

制定時より加害者プログラムの受講義務付けを検討すべきとの意見はあったものの、「加害者への対応を婦人相談所で扱うことは困難であり、加害者更生と被害者保護を行う場所は分けて考える必要がある」、「個々の保護観察処遇の指示事項の1つに更生プログラムを取り入れることは将来的な検討課題と考えるが、法律でこれを義務付けることは制度上も運用上もなじまない」、「保護観察は遵守事項の違反が実刑にリンクする制度であるため、遵守事項が明確でなければならない。このため、更生プログラムを遵守事項に盛り込むためには、全国どこでも一律のレベルで行われている確立されたプログラムが存在することが議論の前提となるが、現時点でその有効性が実証され、客観的に評価できるものは存在しない」といった意見が出され、「現時点においては、加害者更生プログラムの開発が先決」とされた。

第一次、第二次改正時にも議論が行われたが、被害者保護のための施策の充実により力を入れる必要があること、加害者更生プログラムの開発を行うことがまず必要であり、引き続き調査研究の推進に努める必要があることから、その動向を見守ることとされた。

(参考：女性に対する暴力に関する専門調査会「DV対策の今後の在り方」における指摘内容)

- ・政府においては、加害者の脱暴力への更生指導については、まずは現行法の枠内でできることに取り組むべきである。例えば、自治体と協力して男性相談体制を整備することや自治体で開設された男性相談を窓口にして、加害者のプログラムへの参加を推奨していくこと、持続的に脱暴力を支えるための「サークル」の創設、児童虐待と関連している事案については児童相談所から保護者支援プログラムへの参加を指示すること等が考えられる。

4 DV対応と児童虐待対応の連携について

【論点①】

- ・DV対応と児童虐待対応の情報共有の在り方について、新たな規定を設けるべきか。
- ・新たな規定を設けるとしたら、どのような規定が必要と考えられるか。

＜令和元年改正＞

DV対応と児童虐待対応の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所を条文上明確化した。

(参考：女性に対する暴力に関する専門調査会「DV対策の今後の在り方」における指摘内容)

- ・支援センターは、児童虐待を発見した際の通告義務があるが、逆に児童相談所を含む関係機関に対して相談者の家族の状況や他機関での支援の経緯を照会する権限がない。このため、要保護児童対策地域協議会以外の場面におけるDV対応と児童虐待対応の情報共有の在り方について法整備も含めた整理が必要である。

【論点②】

- ・子供について、接近禁止命令の対象として措置されているが、それ以外に「被害者」として位置づけていくべきか。
- ・位置づけていく場合、法律上見直しが必要なのはどのような点か。

＜議員立法による制定、改正時の議論＞※株式会社ぎょうせい「詳細DV防止法 2008 年版」等を基に作成

- ・制定時には、接近禁止命令によって禁止されるのは被害者本人への接近（つきまとい、はいかい）であり、被害者の子への接近は禁止されていなかったところ、「被害者の子も配偶者からの暴力の被害者として位置付け、保護命令によって配偶者の接近を禁止するようにすべきである」、「配偶者が子どもの通園・通学先等で子どもを連れ去って人質にするケースもある」といった意見が相次いだ。
- ・これに対し、被害者の子への接近を禁止することに関しては、「子をその親である者からの暴力から守るために接近禁止命令を発することについては、子が虐待を受けることを防止することを目的とする児童福祉法や児童虐待防止法との関係の整理を困難にする」、「配偶者が被害者の子に接近することは、一般的には、被害者の生命・身体に危害が加えられるおそれを直接に生じさせる行為ではなく、被害者への接近禁止命令が発せられていれば、被害者の生命・身体に危害が加えられることは防止されることになる」といった意見が出された。
- ・子を被害者として位置付けその保護を直接の目的として保護命令を発する仕組みには難があるとしても、例えば、配偶者が被害者の子をその通園先等において連れ去り、配偶者の元に連れ戻してしまうと、その子の身上を監護するために被害者が自ら配偶者に会いに行かざるを得なくなるといったように、被害者が配偶者との面会を余儀なくされると認めるべき場合もある。
- ・そのような場合には、被害者への接近禁止命令が発せられていても、被害者と配偶者が物理的に接近することにより、被害者が配偶者から更に身体に対する暴力を加えられる危険が高まり、その効果が減殺されてしまうことになる。
- ・そこで、第1次改正において、一定の要件の下で、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の子への接近禁止命令を発することができるようになった。

（参考：女性に対する暴力に関する専門調査会「DV対策の今後の在り方」における指摘内容）

- ・現行のDV防止法において、子供は、被害者が「同伴する家族」として位置づけられているだけであり「被害者」とはされていない。DV防止法の枠内で子供に対する施策を出していくためにも、子供についても「被害者」として位置づけていくべきである。

5 逃げないDV対応について

【論点】

DV被害者が逃げずに安全確保できる選択肢として、退去命令期間を現行の2月から6月や1年に延長すべきか。

＜議員立法による制定、改正時の議論＞※株式会社ぎょうせい「詳細DV防止法2008年版」等を基に作成

- ・ 制定時、子どもや要介護の親がいるために被害者が逃げることができないケースがあることや、「そもそも、暴力を受けている被害者の方がなぜ逃げなくてはならないのか、加害者を住居から出すことによって、被害者が逃げないでも通常の生活を送れるような選択肢があってもよいのではないか」との意見が出された。
- ・ しかし、退去命令が長期に及んだ場合は居住の自由や財産権等加害者の権利の制約に係る憲法上の問題が生じる懸念があることと、加害者が被害者の居所を知っているため、加害者が退去命令に従う意思がない場合や命令が出たことでかえって逆上する場合は、保護命令は必ずしも有効ではなく、警察の保護なしに被害者の生命・身体の安全を守ることができないことから、加害者の権利の制約と被害者の生命・身体の安全について調整を図った結果、期間を2週間に限定することで退去命令が明記された。
- ・ 第一次改正においては、たった2週間だけ加害者を退去させてもその間にいったい何ができるのかという被害者の実情を慮れば、退去命令の実効性を確保するため、その期間を拡大することはもはや不可欠と判断され、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者にあっては、2か月程度の期間があれば、その期間内に身辺整理や転居先の確保等の準備作業を行うことが可能と考えられ、2か月に拡大された。
- ・ また、制定時には、退去命令の再度の申立てが認められていなかったが、当事者双方の事情を考慮した上で、なお配偶者の居住の自由や財産権の合理的な制限として許容され得る限りにおいて、退去命令の再度の発令が可能となった。
- ・ 配偶者の居住の自由や財産権の制約が過大になることは相当でないと考えられることから、当初から2か月よりも長い期間の退去を命ずるのではなく、2か月を経過するごとに再度の退去命令の発令の是非を判断する仕組みとすることが合理的であると考えられた。

(参考：女性に対する暴力に関する専門調査会「DV対策の今後の在り方」における指摘内容)

- ・ DV被害者が逃げずに安全確保できる選択肢として、退去命令期間を6月や1年に延長す

ることも考えられる。

6 その他

【論点①】

交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）について法制度に組み入れるべきか。

＜議員立法による制定、改正時の議論＞※株式会社ぎょうせい「詳細DV防止法 2008 年版」等を基に作成

- ・ 制定時から交際相手の暴力を含めるかどうかについては検討されており、恋人からの暴力も含めて幅広く救済の対象とすべきとの議論があった一方で、「恋人は曖昧な概念であり、保護命令違反に罰則をつける場合、その定義づけが難しいのではないか」、「今回の立法は、配偶者からの暴力の特殊性に着目して一般の暴力とは別に特別の立法を行おうとするものであり、婚姻に伴うしがらみのない恋人については、自己決定権も奪われた“囚われの身”とはいえないのではないか」、「ストーカー規制法によって、恋人や元配偶者はカバーできるのではないか」といった議論が行われた結果、恋人からの暴力については対象としないこととなった。
- ・ なお、第三次改正時には、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力については、「配偶者からの暴力と同様に、婚姻と同様の共同生活を営んでいることによる『囚われの身』の状況が存在し、かつ、外部からの発見・介入が困難であると考えられるものであること」、「被害者の保護のために加害者に対する退去命令が必要とされる事案も想定されること」、「生活の本拠を共にする関係にある場合の主たる判断要素である『生活の本拠を共にすること』は、外形的事実を踏まえて裁判所が判断可能なものであり、この要件を設けることで保護命令の適用範囲の明確性が担保される」と整理し、保護命令の対象とされた。

【論点②】

司法機関が一時保護の開始を判断する審査の仕組みを導入すべきか。

司法機関が開始を判断する仕組みは、利用を躊躇させることにつながらないか。

○児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年6月26日法律第46号）（抄）

附則

（検討等）

第八条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※ 附則第1条第1号に掲げる規定の施行（令和元年6月26日）

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）（抄）

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 （略）

2 （略）

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一～二 （略）

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四～六 （略）

4～5 (略)

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3～4 (略)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力

(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。))により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力

(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。))により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずる

ものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

3～5 （略）

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することによ

り当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 (略)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

〇ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

3 この法律において「位置情報無承諾取得等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

二 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

4 （略）

（つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして不安を覚えさせることの禁止）

第三条 何人も、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして、その相手方に身体

の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

(禁止命令等)

第五条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、第三条の規定に違反する行為があった場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、その相手方の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 更に反復して当該行為をしてはならないこと。

二 更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項

2 公安委員会は、前項の規定による命令（以下「禁止命令等」という。）をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3～7 （略）

8 禁止命令等の効力は、禁止命令等をした日から起算して一年とする。

9 公安委員会は、禁止命令等をした場合において、前項の期間の経過後、当該禁止命令等を継続する必要があると認めるときは、当該禁止命令等に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方の申出により、又は職権で、当該禁止命令等の有効期間を一年間延長することができる。当該延長に係る期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

10～11 （略）

(罰則)

第十九条 禁止命令等（第五条第一項第一号に係るものに限る。以下同じ。）に違反してストーカー行為をした者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 （略）

○児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）（抄）

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護

士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を
発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2～5 （略）

（児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2～3 （略）

○児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）

第六節 要保護児童の保護措置等

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者（次項において「延長者等」という。）を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情

報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

3～8 （略）

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。